

議案第53号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
17年愛西市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるも
のとする。

平成26年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成26年8月7日に出された人事院の国会及び
内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員の期末手当を改定するに伴
い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第23号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書き中「100分の155」を「100分の170」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。